

役員等報酬等規程

(目的)

- 第1条 社会福祉法人白梅会の役員及び評議員等の報酬は無給とする。
ただし、理事会及び評議員会に出席したときは、役員交通費規程により交通費を支給することができる。

(定義)

- 第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに各種委員会の出席報酬等)

- 第3条 役員が理事会及び各種委員会に出席したときは、役員交通費規程の別表1により1日分の交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、その交通費を支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の交通費を支払うことができる。なお、役員が同一日に開催された評議員会に出席したときは、この交通費を支払わないものとする。
 - 3 理事兼務の職員には、すべての交通費を支払わない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 役員及び評議員会が、各種委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により交通費を支払うことができる。

(各種委員会委員の交通費)

- 第7条 各種委員会委員が各会議に出席したときは、別表1により1日分の交通費を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会及び評議員会に出席したときは、この交通費を支払わないものとする。

- 第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により出張旅費等を支給する。

(改正)

- 第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年9月1日より適用する。

改訂 平成29年4月1日より適用する。

改訂 平成29年10月1日より適用する。